

# 令和 6 年会津若松市議会定例会 令和 7 年 2 月定例会議提出案件

|           |         |                                    |
|-----------|---------|------------------------------------|
| 提出案件 36 件 | 議案 36 件 | 予算案件 21 件<br>条例案件 14 件<br>単行案件 1 件 |
|-----------|---------|------------------------------------|

## I 予算案件

- 1 令和 7 年度会津若松市一般会計予算
- 2 令和 7 年度会津若松市水道事業会計予算
- 3 令和 7 年度会津若松市簡易水道事業会計予算
- 4 令和 7 年度会津若松市下水道事業会計予算
- 5 令和 7 年度会津若松市国民健康保険特別会計予算
- 6 令和 7 年度会津若松市観光施設事業特別会計予算
- 7 令和 7 年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計予算
- 8 令和 7 年度会津若松市扇町土地地区画整理事業特別会計予算
- 9 令和 7 年度会津若松市介護保険特別会計予算
- 10 令和 7 年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計予算
- 11 令和 7 年度会津若松市後期高齢者医療特別会計予算
- 12 令和 7 年度会津若松市工業団地整備事業特別会計予算
- 13 令和 6 年度会津若松市一般会計補正予算（第 9 号）
- 14 令和 6 年度会津若松市水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 15 令和 6 年度会津若松市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 16 令和 6 年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）
- 17 令和 6 年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 18 令和 6 年度会津若松市扇町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 19 令和 6 年度会津若松市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 20 令和 6 年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）
- 21 令和 6 年度会津若松市工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

## II 条例案件

- 1 会津若松市河東地域ふるさと創生基金条例を廃止する条例
- 2 会津若松市行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 4 会津若松市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会津若松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 特別職の職員の給与に関する条例及び会津若松市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会津若松市特別職の非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 会津若松市職員の給与に関する条例及び会津若松市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 9 会津若松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 10 会津若松市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 11 会津若松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 12 会津若松市少年センター条例の一部を改正する条例
- 13 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例
- 14 会津若松市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

### Ⅲ 単行案件

- 1 財産の取得について

## Ⅱ 条例案件

### 1 会津若松市河東地域ふるさと創生基金条例を廃止する条例

この案件は、会津若松市河東地域ふるさと創生基金を廃止するため、条例を廃止しようとするものです。

#### (1) 廃止の趣旨・理由

会津若松市河東地域ふるさと創生基金は、合併前の河東町の区域内におけるふるさとづくり事業に要する資金に充てるため、平成17年11月に設置したものであり、合併以降、同地域の活性化事業などに充当してきた経過にあるが、令和6年度末をもって当該基金を全額取り崩すことから、当該基金条例を廃止する。

#### (2) 廃止する条例

会津若松市河東地域ふるさと創生基金条例

#### (3) 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

(河東支所まちづくり推進課)

## 2 会津若松市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

この案件は、庁舎駐車場の使用料の額を定めるため、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正の趣旨・理由

市役所新庁舎に設置する来庁者用の駐車場（以下「庁舎駐車場」という。）の使用料の額を定めるための条例の改正

### (2) 改正内容

ア 庁舎駐車場の使用料の額を定めることとする。

イ 使用料は、来庁者以外の駐車場の利用について、駐車時間に応じた額を徴収することとし、出場時に支払うこととする。

### (3) 施行期日

令和7年5月7日から施行する。

### 〔参考〕

○庁舎駐車場の使用料は、来庁者の利用については無料とする。

○使用料の額

駐車時間 30 分につき 150 円（30 分未満の端数は 30 分に切り上げる。）

（総務課）

### 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

この案件は、刑法の一部改正に伴い、関係条例の整理をするため、条例を制定しようとするものです。

#### (1) 制定の趣旨・理由

刑法の一部改正により、刑罰のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、懲役及び禁錮の文言を用いている条例中、当該用語の改正を行うための条例の制定

#### (2) 制定内容

次の条例について「懲役」及び「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改める。

- ① 会津若松市議会議員待遇条例
- ② 会津若松市個人情報保護法施行条例
- ③ 会津若松市消防団条例

#### (3) 施行期日等

- ア 令和7年6月1日から施行する。
- イ 必要な経過措置を定める。

#### 〔参考〕

##### ○「拘禁刑」について

従来の「懲役」及び「禁錮」を一本化する形で創設されたもの。

拘禁刑に処せられた者に対しては、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

(総務課)

#### 4 会津若松市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、議長、副議長及び議員の議員報酬の月額を改定するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

会津若松市特別職報酬等審議会からの答申に基づき、議長、副議長及び議員の議員報酬の月額を改定するための条例の改正

(2) 改正内容

議長、副議長及び議員の議員報酬の月額を以下のとおり改定する。

| 職名  | 現行          | 改定額         |
|-----|-------------|-------------|
| 議長  | 月額 514,000円 | 月額 522,000円 |
| 副議長 | 月額 477,000円 | 月額 484,000円 |
| 議員  | 月額 447,000円 | 月額 454,000円 |

(3) 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

(人事課)

## 5 会津若松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、時間外勤務を免除される対象となる職員の範囲の拡大及び職員の介護離職防止の措置を講じるため、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正の趣旨・理由

職員の仕事と生活との両立を支援するため、時間外勤務を免除される対象となる職員の範囲を拡大するとともに、介護離職防止のため、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）を講じるにあたり、必要な情報提供や勤務環境の整備等を行うための条例の改正

### (2) 改正内容

- ア 時間外勤務を免除される対象となる職員の範囲を小学校就学前の子を養育する者まで拡充することとする。
- イ 任命権者は、職員から家族等の介護が必要になった旨の申出があったときは、介護両立支援制度等について、情報提供や制度の利用に係る意向確認等を行うこととする。
- ウ 任命権者は、40歳に達した職員に対し、介護両立支援制度等に係る情報提供を行うこととする。
- エ 任命権者は、介護両立支援制度等に係る研修を実施するとともに、相談体制や勤務環境の整備を行うこととする。

### (3) 施行期日等

- ア 令和7年4月1日から施行する。ただし、(3)のイは、公布の日から施行する。
- イ 必要な経過措置を定める。

(人事課)

6 特別職の職員の給与に関する条例及び会津若松市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者の給料月額を改定するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

会津若松市特別職報酬等審議会からの答申に基づき、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者の給料月額を改定するための条例の改正

(2) 改正内容

市長等の給料月額を以下のとおり改定する。

| 職名        | 現行          | 改定額         |
|-----------|-------------|-------------|
| 市長        | 月額 937,000円 | 月額 951,000円 |
| 副市長       | 月額 752,000円 | 月額 763,000円 |
| 教育長       | 月額 668,000円 | 月額 678,000円 |
| 常勤の監査委員   | 月額 575,000円 | 月額 584,000円 |
| 上下水道事業管理者 | 月額 668,000円 | 月額 678,000円 |

(3) 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

(人事課)

## 7 会津若松市特別職の非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、投票管理者及び投票立会人の報酬を、職務に従事した時間に応じ支給できるようにするため、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正の趣旨・理由

投票所又は期日前投票所で職務に従事する投票管理者及び投票立会人の報酬については、現在、日額で定められているところ、2人以上の投票管理者又は投票立会人が交替して職務に従事した場合において、当該職務に従事した時間に応じた報酬額を支給できるようにするための条例の改正

### (2) 改正内容

投票管理者及び投票立会人の報酬について、職務に従事した時間に応じた額を支給するための算定方法について定めることとする。

### (3) 施行期日等

令和7年4月1日から施行し、同日以後にその期日を公示され、又は告示される選挙から適用する。

(人事課)

8 会津若松市職員の給与に関する条例及び会津若松市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告を踏まえた、福島県職員の給与改定に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告を踏まえ、職員の給料及び諸手当並びに一般職の任期付職員の諸手当を改定するための条例の改正

(2) 改正内容

ア 会津若松市職員の給与に関する条例の一部改正

(ア) 3級から7級までの初号の給料月額を引き上げる等、給料表の改定を行うこととする。

(イ) 8級の職員が昇給する要件を見直すこととする。

(ウ) 扶養手当について、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額することとする。

(エ) 通勤手当の支給限度額を引き上げることとする。

(オ) 単身赴任手当の支給対象を見直すこととする。

(カ) 定年前再任用短時間勤務職員に対し、住居手当等を支給することとする。

(キ) 所定の管理職員に対し、管理職員特別勤務手当を支給することとする。

(ク) 刑法の一部改正に伴い、必要な条文の整理を行う。

イ 会津若松市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

特定任期付職員に支給する手当について、特定任期付職員業績手当を廃止し、新たに勤勉手当、管理職員特別勤務手当を支給することとする。

(3) 施行期日等

ア 令和7年4月1日から施行する。ただし、(2)のア(ク)は、令和7年6月1日から施行する。

イ 必要な経過措置を定める。

(人事課)

## 9 会津若松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、災害応急作業等派遣手当の支給に関し必要な事項を定めるため、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正の趣旨・理由

災害の発生又は発生のおそれにより、他の地方公共団体に派遣され、災害応急作業等に従事する職員に対し、災害応急作業等派遣手当を支給するための条例の改正

### (2) 改正内容

災害応急作業等派遣手当の支給要件や手当の額について定めることとする。

### (3) 施行期日等

公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

(人事課)

## 10 会津若松市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、雇用保険法の一部改正等に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正の趣旨・理由

雇用保険法の一部改正に伴い、条例に規定する「失業者の退職手当」の支給要件等を見直すため及び刑法の一部改正に伴い、必要な条文の整理を行うための条例の改正

### (2) 改正内容

ア 就業手当の廃止に伴い、必要な条文の整理を行う。

イ 失業給付の給付日数を延長する暫定措置を行う期間を令和9年3月31日まで2年間延長する。

ウ 刑法の一部改正に伴い、必要な条文の整理を行う。

### (3) 施行期日等

ア 令和7年4月1日から施行する。ただし、(2)のウは、令和7年6月1日から施行する。

イ 必要な経過措置を定める。

(人事課)

11 会津若松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正の趣旨・理由

市町村が児童福祉法に基づく省令で定める基準によって条例で定めることとされている基準（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）について、同省令の一部改正に準じた条例の改正

(2) 改正内容

栄養士法の改正に伴い、家庭的保育事業者等が食事の搬入を受ける場合の要件として、栄養士からの指導を受けられる体制等を求めていることについて、管理栄養士を配置した場合においても当該要件を満たすこととする。

(3) 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

（こども保育課）

## 12 会津若松市少年センター条例の一部を改正する条例

この案件は、会津若松市少年センターの位置を変更するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正の趣旨・理由

市役所新庁舎整備に伴い、会津若松市少年センターの位置を追手町第二庁舎から新庁舎に変更するための条例の改正

### (2) 改正内容

ア 会津若松市少年センターの位置を「追手町 2 番 41 号」から「東栄町 3 番 46 号」に変更する。

イ その他必要な用語の整理を行う。

### (3) 施行期日

令和 7 年 5 月 7 日から施行する。ただし、(2)のイは、公布の日から施行する。

(教育総務課あいづっこ育成推進室)

### 13 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例

この案件は、建築基準法等の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

#### (1) 改正の趣旨・理由

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」の施行による建築基準法等の一部改正に伴い、建築確認の対象となる建築物の区分の変更や省エネ基準への適合が義務付けられる建築物の対象範囲の拡大等がなされ、これらの建築物の審査対象、内容が見直されることに伴い、市が当該審査を行う場合の手数料の見直し等を行うため、また、東北地方太平洋沖地震等による被災者等の生活再建の円滑化に伴う福島県建築基準法施行条例の一部改正に準じ、県と同様の措置を講じるための条例の改正

#### (2) 改正内容

##### ア 建築基準法関係

- (ア) 建築確認の対象となる建築物の区分の見直しに伴い、市が確認申請等の審査を行う建築物の規模等を見直すこととする。
- (イ) 確認申請において審査の一部を省略できる特例制度の見直しに伴い、確認審査に係る手数料の額を見直すこととする。
- (ウ) 市が確認審査を行う建築設備（エレベーター、小荷物専用昇降機等）について、当該審査に係る手数料について定めることとする。
- (エ) 検査済証を受ける前に建築物を仮使用する場合において、当該仮使用の認定の審査に係る手数料について定めることとする。

##### イ 都市の低炭素化の促進に関する法律関係

建築基準法の改正に伴い、市が認定審査を行う建築物の規模と手数料の額を見直すこととする。

##### ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係

- (ア) すべての建築物に対し省エネ基準への適合が義務付けられることに伴い、新たに対象となる建築物に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る審査手数料について定めることとする。
- (イ) 建築物のエネルギー消費性能への適合を認定する制度の廃止に伴い、当該認定審査に係る手数料を廃止することとする。

##### エ その他

東北地方太平洋沖地震等により被害を受けた建築物に代わる建築物の建築確認申請手数料等を徴収しないこととする特例措置の期間を令和8年3月31日まで延長することとする。

#### (3) 施行期日

令和7年4月1日から施行する。ただし、(2)のエは、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

#### 14 会津若松市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告を踏まえた、福島県職員の給与改定に準じた措置を講じるとともに、任期付職員を任用するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

##### (1) 改正の趣旨・理由

福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告を踏まえ、上下水道局の職員の諸手当を改定するとともに、任期付職員の給与の支給に係る規定を整理するための条例の改正

##### (2) 改正内容

- ア 扶養手当について、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額することとする。
- イ 単身赴任手当の支給対象を見直すこととする。
- ウ 所定の管理職員に対し、管理職員特別勤務手当を支給することとする。
- エ 刑法の一部改正に伴い、必要な用語の整理を行う。
- オ 定年前再任用短時間勤務職員に対し、住居手当等を支給できることとする。
- カ 任期付職員に対する給与の支給に係る規定の整理を行う。
- キ 特定任期付職員に対し、勤勉手当、管理職員特別勤務手当を支給することとする。
- ク その他必要な用語の整理を行う。

##### (3) 施行期日等

- ア 令和7年4月1日から施行する。ただし、(2)のクは、公布の日から、(2)のエは、令和7年6月1日から施行する。
- イ 必要な経過措置を定める。

(上下水道局総務課)

### Ⅲ 単行案件

#### 1 財産の取得について

この案件は、中学校に配置するための中学校指導書を取得しようとするものです。

(1) 取得の理由

中学校の教科用図書（教科書）の改訂に伴い、中学校指導書を取得しようとするものです。

(2) 取得内容

中学校指導書 計 628 冊

(3) 取得金額

25,078,350 円

(4) 取得の方法

随意契約

(5) 取得の相手方

会津若松市馬場町 1 番 34 号  
株式会社西沢書店

(学校教育課)